平成２５年（フ）第２１７号
金沢市新神田１丁目１番17号　アパガーデンパレス新神田410号室
債務者　宮野千津子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２５号
金沢市長田２丁目14番５号　コーポ西尾101号、従前の住所金沢市みどり２丁目１番地１
債務者　南　紀代子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３４号
石川県白山市鶴来今町レ10番地、住民票上の住所石川県白山市森島町あ１番地４
債務者　山田　一明
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２５０号
石川県白山市八ツ矢町542番地１　木村アパート102号室、従前の住所石川県白山市八ツ矢町212番地
債務者　吉野鮨こと　中野　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０２号
山梨県山梨市上神内川863番地２
債務者　町田　陽平
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
山梨県南巨摩郡身延町下山231番地250
債務者　長田　順子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
長野県千曲市大字寂蒔668番地１　サンモード壱番館206号
債務者　萬谷三千幸
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１９号
三重県亀山市みずきが丘46番地６
債務者　伊藤　　周
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２８号
三重県鈴鹿市矢橋２丁目14番22号　サンハウス矢橋102、前住所三重県鈴鹿市庄野共進３丁目１番15号　共進ハイツ102
債務者　宮崎八千代
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３０号
三重県津市久居烏木町445番地
債務者　上野　和男
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４４号
兵庫県川西市中央町３番７号、前住所兵庫県川西市水明台２丁目７番地の71
債務者　渡邉　康聡
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市青山北３丁目17番６－307号グリーンハウス
債務者　新濱　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目128番地　グリーンヴィレヂB202
債務者　丸山有希子（旧姓梶木）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２５号
奈良市三条本町７番20―906号
債務者　西橋　頼香
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２２６号
奈良県天理市田井庄町292番地　西田ニューハイツ102号室
債務者　竹田　　茂
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
奈良市西大寺芝町１丁目３番17－B105号
債務者　米谷ひろ子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２２８号
奈良県生駒郡平群町大字平等寺399番地
債務者　岡田　智史
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　奈良地方裁判所